

◎新潟県告示第153号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和5年2月14日

新潟県知事 花 角 英 世

1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
燕市	燕市の地籍図及び地籍簿 吉田上町、吉田新田町及び吉田新町の各一部
南魚沼市	南魚沼市の地籍図及び地籍簿 市野江の一部
聖籠町	聖籠町の地籍図及び地籍簿 網代浜の一部
新発田市	新発田市の地籍図及び地籍簿 上中山の一部
新発田市	新発田市の地籍図及び地籍簿 上中山の一部
見附市	見附市の地籍図及び地籍簿 山吉町及び傍所町の各一部
湯沢町	湯沢町の地籍図及び地籍簿 大字神立の一部

2 認証年月日

令和5年2月3日